

別紙： 募集施設の条件等

1 運営に関する条件

<教育・保育内容>

(1) 定員・規模

以下のように1号、2号及び3号認定の定員を設定し、提案すること。

- ① 0～5歳児の各年齢を必ず定員設定すること。
- ② 定員114人を基本とし、1歳児15人以上、2歳児18人以上で設定すること。また、1号を15人以下の設定とすること。
- ③ 0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児のように、持ち上がりが可能となるように設定すること。
- ④ 最終の定員設定については、事業者選定後に本市と協議の上、決定すること。

(2) 教育・保育時間

- ① 保育標準時間：午前7時30分から午後6時30分までの11時間とすること。
- ② 保育短時間：保育標準時間のうち8時間で設定すること。
- ③ 教育時間：4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。

(3) 休園可能日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

- (4) 11時間の保育時間のほか、延長保育事業（平日午後6時30分から午後7時までは必須）を実施すること。
- (5) 調理は自園内で行うことを基本とし、離乳食、アレルギー食等、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (6) 児童及び保護者の国籍、信条、社会的身分、障害の有無等を理由に不当な扱いをしないこと。
- (7) 支援を必要とする児童を受け入れ、対象児童の保育を担う職員を加配し、児童の発達を保証する保育を提供すること。
- (8) 保護者はもとより、地域住民・関係機関との連携・交流を積極的に図り、子育て支援の充実に努め、地域に根ざした運営を行うこと。

<職員>

- (1) 事業者の代表者は、教育・保育に対する高い理念を持ち、本市の教育・保育についてよく理解し、教育・保育行政について積極的に協力すること。
- (2) 業務に従事する職員は教育・保育について知識または経験があること。
- (3) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。また本市が実施する研修等に積極的に参加すること。
- (4) 開園までに基準を満たす必要な職員を確保すること。

<施設整備>

- (1) 敷地内に駐輪場を設けること。
- (2) 敷地内外を問わず駐車スペースを確保し、送迎時の安全確保及び周辺道路への影響の緩和に努めること。駐車スペースを確保できない場合は代替案を提案すること。特に、②（旧）羽曳野市立丹比幼稚園跡地を活用する場合は、当該地へ至る道路が狭隘であること、小学校に隣接していること等から、送迎に伴う車両の交錯が懸念されるため、交通量の増加を極力生じさせないよう、特段の配慮を講じた計画とすること。
- (3) 市有地を活用する場合、開発許可が必要となる区画形質の変更は行えないことに留意すること。
- (4) 建設予定地周辺の住民をはじめ、利害関係者との協議を随時行うこと。

<その他>

- (1) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」「子ども・子育て支援法」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」「羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」及びその他関係法令等を遵守すること。

2 土地・建物の条件

- (1) 施設整備に要する関係機関との協議、各種手続き、それに係る諸費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 施設整備にあたっては、都市計画法、建築基準法、景観法、消防法、文化財保護法等の関係法令を遵守すること。

《市有地を活用する場合》

- ①事業者決定後、土地売買・建物譲渡契約を締結する。
- ②売買代金の全額納付があった時に、所有権が移転するものとし、同時に土地及び建物（附属物を含む）を現状有姿のまま引き渡す。
- ③本市の承諾なく事業用地を目的外に利用した場合または第三者に転売、転貸した場合、市は当該事業用地を買戻しすることができるものとし、その期間は10年間とする。その際、事業者は引き渡し時の原状に復さなければならない。ただし、市が原状に復する必要があると認めた場合はこの限りではない。また、買戻しを行ったことにより、事業者または第三者に損害が生じても、市はその責任を負わないものとする。
- ④所有権移転の登記、買戻特約登記の登録免許税等は事業者負担とする。
- ⑤その他定めのない事項については、すべて地方自治法、同施行令、羽曳野市財務規則等に定めるところによって処理する。

《自己所有地・借用地の場合》

- ①原則、認定こども園整備のための不動産は自己所有とする。ただし、借用地の場合は、下記の⑨の要件を満たすものに限る。
 - ◆申し込みの際には、購入予定もしくは借用予定でも可とする。ただし、所有者からの承諾書の添付を必要とする。

- ②敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されているなど、認定こども園として安全性が担保されていること。
- ③隣地・道路との境界が確定している、または市が指定する期日までに確定できる土地であること。
- ④他の保育施設と適切な距離を保つこと。
- ⑤抵当権等の認定こども園整備に支障となるものが設定されていない、または市が指定する期日までに抹消できる土地であること。
 - ◆定期借地権設定契約をもとに公正証書を作成し、当該物件の引き渡し後に、抵当権等が設定・登記される場合については、この限りでない。
- ⑥土地所有者が住民税または法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- ⑦土地所有者が羽曳野市暴力団排除条例（平成 24 年羽曳野市条例第 17 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団または同条第 2 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑧認定こども園の整備にあたり地域住民等の理解が得られる土地であること。
 - ◆事業用地の確保、用地所有者との交渉や地域住民等との折衝については、事業者の責任において行うこと。用地所有者との交渉や地域住民等との折衝には市は関与しないことを前提とする。
- ⑨土地を借用する場合は、次の条件を満たすこと。
 - ◆不動産については、地上権または賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、または、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合は、地上権または賃借権の登記を行わなくてもよい。
 - ◆賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。